

育児時短勤務手当金のご案内

1.はじめに

時短勤務時の減収による家計への負担を軽くすることで時短勤務の活用を促し、両親ともに育児・家事を分担できるようにするため、育児時短勤務手当金を支給します。

2. 支給要件

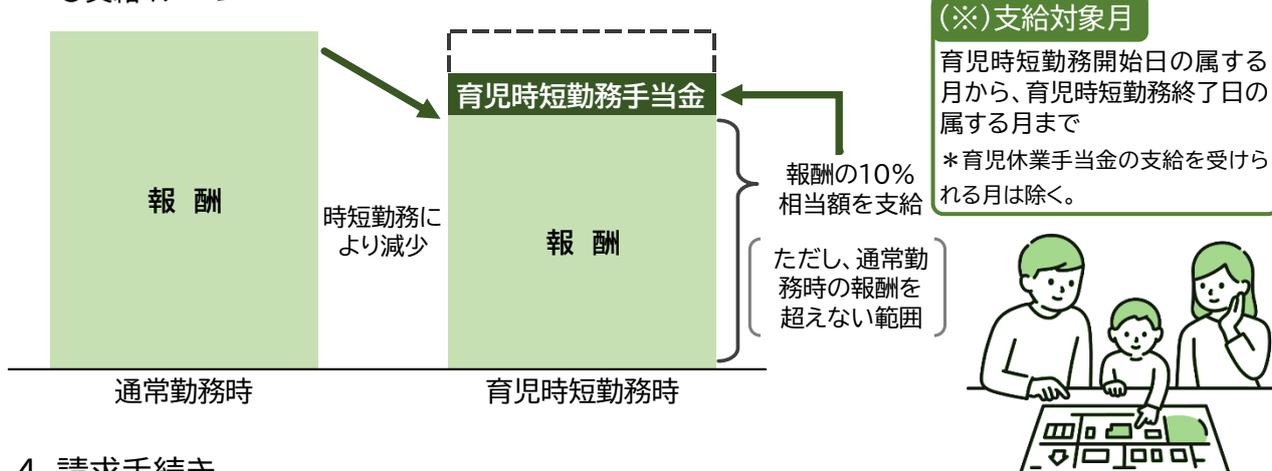
2歳未満の子を養育するため育児時短勤務(初日及び末日を明らかにして承認を請求した場合の部分休業を含む)をした場合

3. 支給額

支給対象月^(※)に支払われた報酬の額の最大10%に相当する額を支給します。

*同一の育児時短勤務について、雇用保険法による「育児時短就業給付金」等の支給を受けられる場合は、支給されません。

○支給イメージ



4. 請求手続き

『育児時短勤務手当金請求書』に、以下の書類を添付して、所属所の共済組合事務担当課へ提出してください。

添付書類

- ・育児時短勤務に関する所属機関の長の証明書(辞令の写し等)
- ・親子手帳(母子健康手帳)の出生届出済証明のページの写し等
- ・育児時短勤務報酬等証明書

- 育児時短勤務手当金は、月を単位として支給されるものですので、請求は1か月ごとに行ってください。

問い合わせ先：岡山県市町村職員共済組合 保険課 医療担当
TEL:086-225-7813